

京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業及び高齢者の幅広い社会活動促進のための諸事業を行う行政区老人クラブ連合会（以下「区老連」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、区老連が実施する事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 老人クラブ等の活動推進事業
- (2) 健康づくり（介護予防）事業
- (3) 地域支え合い（高齢者相互支援活動）事業
- (4) 若手高齢者組織化・活動支援事業
- (5) 別表に掲げる特別事業のうち先駆的又は重点的に実施していると市長が認めるもの

2 対象経費は、前項各号に掲げる経費のうち、区老連が行う社会奉仕活動、老人教養講座開催等及び健康増進事業等に必要な賃金、謝金、旅費、需要費、役務費、備品購入費並びに使用料及び賃借料とする。ただし、飲食にかかる経費を除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表により算定した額とする。ただし、前条に定める事業に対して要した費用を限度とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金交付申請書（第1号様式）によって、事業開始後、市長が定める日までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定

をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金変更承認申請書（第2号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

(1) 事業主体の変更

(2) 補助事業内容の変更

(3) 補助金額の変更（補助対象経費の20%を超える増減）

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金中止・廃止承認申請書（第3号様式）により行うものとする。

(事業完了の届)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、所轄部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金交付要綱（以下「旧京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金交付要綱」という。）に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

区分		補助額
第2条第1項第1号から第4号までに掲げる事業		(1) 194,000 円 (2) 区老連に加入している老人クラブの会員数に72円を乗じて得た額
第2条 第1項 第5号 に掲げ る特別 事業	(1) 老人クラブの活動別リーダーの育成事業 (2) 女性役員・リーダーの育成事業 (3) 外部からの指導者・協力者の招聘促進事業 (4) 高齢者と他世代との交流促進事業 (5) 会員以外の者とクラブ活動への参加促進事業 (6) 老人クラブの広報・加入促進事業 (7) 老人に関する情報提供，相談活動 (8) その他，地域の特性を生かしたモデル的な活動促進事業	市長が必要と認めた額

第 1 号様式（第 4 条関係）

京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金交付申請書

年 月 日

京都市長

（申請者）

標記のことについて，京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条に基づき申請します。

記

申請金額 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

第 2 号様式（第 6 条関係）

京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

京都市長

（申請者）

記

標記のことについて，京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条に基づき申請します。

事業名	
変更内容	
変更理由	

第 3 号様式（第 6 条関係）

京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

京都市長

（申請者）

記

標記のことについて，京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条に基づき申請します。

事業名	
中止・廃止	中止 ・ 廃止
中止・廃止の理由	

第4号様式（第7条関係）

京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業補助金実績報告書

年 月 日

京都市長

（報告者）

標記の件について、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条に基づき報告します。

記

補助金額

円

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書